



分布基準について

Your Exchange of Choice

市場区分	二部指定替え 基準	上場廃止基準		
		第一部・第二部 マザーズ (上場後10年経過)	マザーズ (上場後10年未満)	JASDAQ
株主数基準	2,000人	400人	150人	150人
流通株式数 基準	10,000単位	2,000単位	1,000単位	500単位
流通株式 比率基準		5%		

【審査について（各分布基準共通）】

- 「株券等の分布状況表」及び「有価証券報告書」をもって審査を行います。
- 審査は事業年度の末日時点（※）の状況について行います。

（※）事業年度の末日と異なる日が株主等基準日（有価証券報告書に記載される大株主の状況に係る基準日）である上場会社については、株主等基準日における状況を事業年度の末日の状況とみなして審査を行います。

分布基準の概要（①株主数）

基準	株主数
二部指定替え基準	2,000人未満
上場廃止基準（一部、二部）	400人未満
上場廃止基準（マザーズ）	400人未満（上場後10年間は150人未満）
上場廃止基準（JASDAQ）	150人未満

【株主数の審査について】

- 審査に用いる株主数は、1単位以上の株式を所有する株主の数となります。

【株主数の算定について】

- 株式分割、株式無償割当て、株式併合又は単元株式数の変更を行った場合において、当取引所が認めるときは、当該行為の影響を考慮して株主数を算定します。
- 特定の者に対して譲渡する自己株式処分等決議を行ったときは、当該自己株式は当該特定の者が所有しているものとみなして株主数を算定します。
- 信託業務を営む銀行の名義の株券等のうちに委託者指図型投資信託又は特定金銭信託に組み入れられている株券等がある場合において、上場会社が基準日等の後3か月以内に当取引所の定める事項を記載した書類を提出したときには、当該委託者を当該投資信託又は当該金銭信託に係る株券を所有する株主として取り扱うことができるものとします。

分布基準の概要（②流通株式数）

基準	流通株式数
二部指定替え基準	10,000単位未満
上場廃止基準（一部、二部）	2,000単位未満
上場廃止基準（マザーズ）	2,000単位未満（上場後10年間は1,000単位未満）
上場廃止基準（JASDAQ）	500単位未満

【流通株式数の審査について】

- 審査に用いる流通株式数は、事業年度の末日時点の上場株式数から、下記に定める株式に該当する株式数を控除した株式数をいいます（流通株式時価総額及び流通株式比率の算定時の取扱いも同様）。
 - 自己株式
 - 上場株式数の10%以上を所有するものが所有する株式
 - 株式の発行者の役員（役員持株会を含み、役員の資産管理会社等を除く）

【流通株式数の算定について】

- 株式分割、株式無償割当て、株式併合又は単元株式数の変更を行った場合において、当取引所が認めるときは、当該行為の影響を考慮して流通株式数を算定します（流通株式時価総額及び流通株式比率の算定時の取扱いも同様）。
- 自己株式処分等決議を行った場合の当該自己株式処分等決議に係る自己株式は、これを所有していないものとみなして流通株式数を算定します。この場合において、当該決議が特定の者に対して譲渡する自己株式処分等決議であるときは、当該自己株式は当該特定の者が所有しているものとみなして流通株式数を算定します（流通株式時価総額及び流通株式比率の算定時の取扱いも同様）。

分布基準の概要（③流通株式時価総額）

基準	流通株式時価総額
二部指定替え基準	10億円未満
上場廃止基準（一部、二部）	5億円未満
上場廃止基準（マザーズ）	5億円未満（上場後10年間は2.5億円未満）
上場廃止基準（JASDAQ）	2.5億円未満

【流通株式時価総額の審査について】

- 審査に用いる流通株式時価総額は、前頁で定めた流通株式数に、事業年度の末日における東証における最終価格（※）を乗じた得た額をいいます。

（※）当該最終価格がない場合は、直近の最終価格（JASDAQ上場会社の場合は最終特別気配値段及び最終連続約定気配値段）を用います。

分布基準の概要（④流通株式比率）

基準	流通株式比率
二部指定替え基準	
上場廃止基準（一部、二部）	5%未満
上場廃止基準（マザーズ）	5%未満
上場廃止基準（JASDAQ）	

【流通株式比率の審査について】

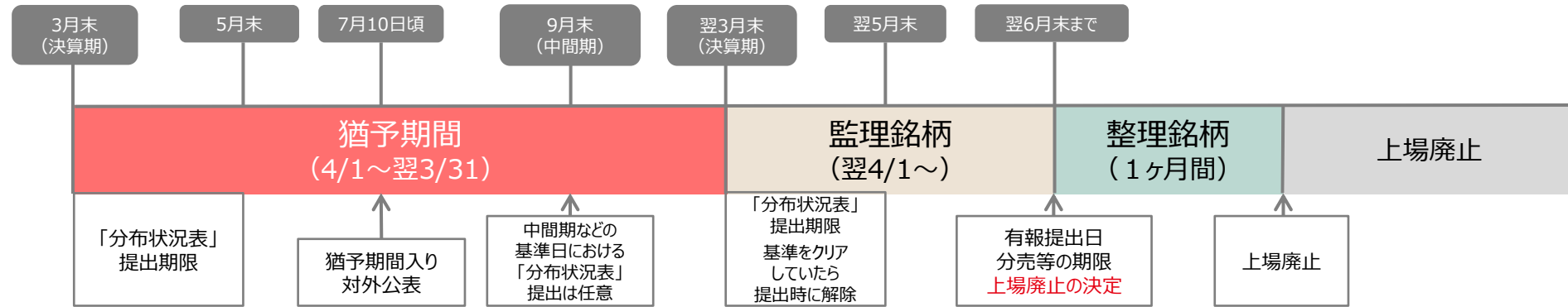
- 審査に用いる流通株式比率は、事業年度の末日時点の上場株式数のうち流通株式数の占める割合のことをいいます。

【流通株式比率の算定について】

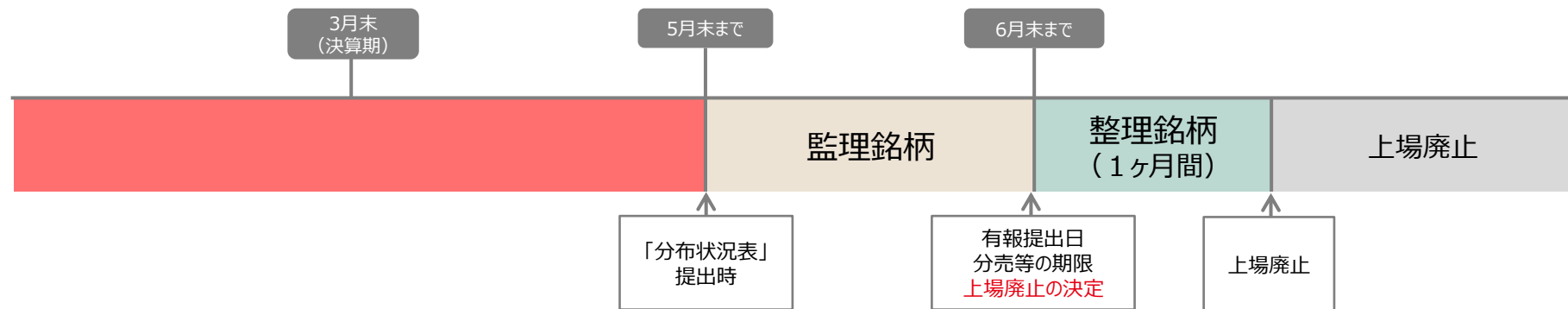
- 自己株式消却決議を行った場合の当該自己株式消却決議に係る自己株式は、これを消却したものとみなして上場株券等の数を算定します。

猶予期間等の日程例（上場廃止基準）

- 3月期決算会社の日程例（株主数、流通株式数、流通株式時価総額基準）

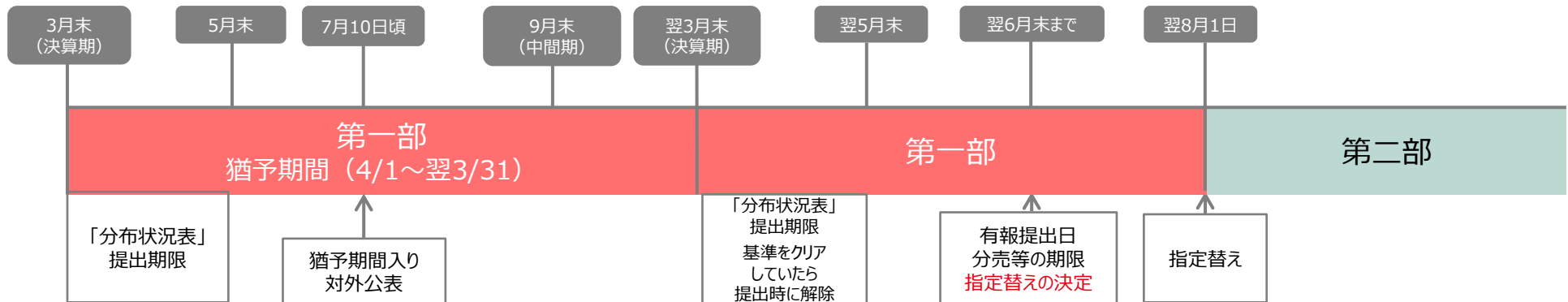


- 3月期決算会社の日程例（流通株式比率基準）



猶予期間等の日程例（指定替え基準）

- 3月期決算会社の日程例（株主数、流通株式数、流通株式時価総額基準）



➤ 基準日等現在において所要数以上となったとき

「基準日等」とは、中間期末や株式分割等の基準日をいいます。

➤ 株式の公募・売出し又は数量制限付分売を行った場合で、所要数以上となったとき

- ・直前の基準日等の株主数（もしくは流通株式数）に、公募・売出し又は数量制限付分売に係る株主数（もしくは流通株式数）を加算した結果、所要数以上となった場合をいいます。
- ・数量制限付分売とは、50単位未満の範囲内で買付申込数量に限度を設けて行うものをいいます。
- ・株主数については、分売株式数に買付申込上限数量を除いた数を分売に係る株主数として加算します。

➤ 株式分割・株式無償割当て又は単元株式数の変更の決議を行った場合で、所要数以上となったとき

直前の基準日等の株主数に、当該行為の結果新たに1単位以上となる株主数を加算した結果、所要数以上となった場合をいいます。